

令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、平成19年度決算から『実質赤字比率』・『連結実質赤字比率』・『実質公債費比率』・『将来負担比率』の4指標（健全化判断比率）及び公営企業会計に係る『資金不足比率』について、監査委員の審査を受け、その意見を付けて議会へ報告するとともに、公表することが義務付けられました。この法律では、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、その比率に応じて、「自主的な改善努力による早期健全化」、「国の関与による確実な財政再生」を図っていく仕組が設けられています。

本市の令和4年度決算に基づく健全化判断比率、資金不足比率については、次のとおりとなっています。

1. 健全化判断比率

(単位 : %)

指標名	津山市	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— (—)	11.88	20.00
連結実質赤字比率	— (—)	16.88	30.00
実質公債費比率	12.4 (12.4)	25.0	35.0
将来負担比率	94.5 (100.5)	350.0	

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、それぞれ赤字額がないため「—」と表示しています。（ ）書きは令和3年度の比率。

2. 資金不足比率

単位 : %

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
津山市水道事業会計	— (—)	
津山市工業用水道事業会計	— (—)	
津山市下水道事業会計	— (—)	20
食肉処理センター特別会計	— (—)	

※ 資金不足額がないため、「—」と表示しています。（ ）書きは令和3年度の比率。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

この法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るために計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るために行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的として制定されました。

○ 健全化判断比率・資金不足比率の公表等

毎年度、『実質赤字比率』・『連結実質赤字比率』・『実質公債費比率』・『将来負担比率』の4指標（健全化判断比率）及び資金不足比率について、監査委員の審査を受け、その意見を付したうえで議会へ報告し、公表することが義務付けられました。

○ 「早期健全化」と「財政再生」

算出された指標により財政状況を3つの段階に区分する基準が設けられています。自主的な改善努力による早期健全化を図る段階の「早期健全化基準」、国の関与による確実な財政再生を図る段階の「財政再生基準」の2つです。早期健全化基準以下の場合は健全段階となります。また、公営企業会計に対しては「経営健全化基準」が設けられています。

・早期健全化基準

平成20年度決算から健全化判断比率（4指標）のうち、1つでも早期健全化基準以上となった場合、①財政健全化計画の策定（議会議決後公表、県知事に報告）、外部監査の要求が義務付けられ、②計画の実施状況を毎年度議会に報告して公表し、③実施状況を踏まえ早期健全化が著しく困難と認められる場合には、県知事から必要な勧告が行われることとなっています。

※実質公債費比率については、別途一部の地方債で発行制限がかかる可能性があります。

・財政再生基準

平成20年度決算から再生判断比率（将来負担比率を除く健全化判断比率の3指標）のうち、1つでも財政再生基準以上となった場合、①財政再生計画の策定（議会議決後公表、総務大臣に報告）、外部監査の要求が義務付けられ、②計画の実施状況の報告・公表に加えて、③計画に基づいた予算編成が必要で、④災害復旧事業等以外での地方債発行に制限（総務大臣の同意を得た場合を除く）がかかり、⑤財政運営が財政再生計画に適合しないと認められる場合には、予算の変更などを勧告されます。

※総務大臣の同意があれば収支不足を振り替えるための地方債（再生振替特例債）の発行が可能となります。

・経営健全化基準

早期健全化基準に相当するもので、平成20年度決算から公営企業会計の資金不足比率が1つでも基準以上となった場合、経営健全化計画の策定が義務付けられます。

○ 指標の内容

・実質赤字比率

普通会計（一般会計に磯野計記念奨学金特別会計・公共用地取得事業特別会計・奨学金特別会計・土地開発公社清算事業特別会計を加えたもの）を対象とした実質収支の赤字額の標準財政規模（標準的な行政活動のために必要な経常一般財源の額）に対する比率です。

・連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質収支の赤字額の標準財政規模に対する比率です。

・実質公債費比率

普通会計の公債費に、公営事業会計の公債費への繰出金、一部事務組合の公債費に対する負担金、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるものなど公債費類似経費を加えた額の標準財政規模に対する比率です。

- 1 8 %未満の団体は、県知事との協議（同意）により地方債を発行できますが、1 8 %以上になると、県知事の許可がなければ地方債の発行ができません。

・将来負担比率

普通会計の公債費や債務負担行為に基づく将来負担のほか、公営事業会計、一部事務組合、第三セクター等に関するものも含めた、普通会計が将来負担すべき実質的な負債額の標準財政規模に対する比率です。

・資金不足比率

公営企業会計の資金不足額の事業規模に対する比率です。

○ 会計区分・指標対象会計範囲

